

# HOME

ひろせ事務所通信 [ほおむ]

## 戸籍の請求が簡単に！



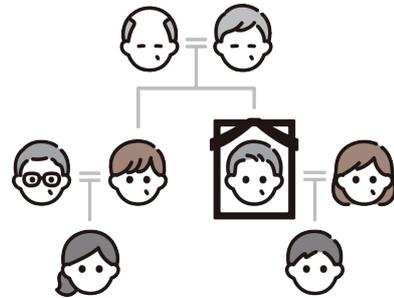
令和6年3月1日から戸籍の広域交付が始まりました。

これまでは本籍地の市区町村でしか取得できなかった戸籍が、どこの市区町村の窓口でも取得できるようになりました。高松市役所で、北海道の戸籍を取るなんてことも可能です。

### ◎取得できる戸籍の範囲

- ・配偶者（夫または妻）
- ・直系尊属（父母・祖父母など）
- ・直系卑属（子・孫など）

※きょうだいの戸籍等は取得できないのでご注意ください。



### ◎取得できる戸籍の種類

- ・戸籍謄本（全部事項証明書）
- ・除籍謄本（除籍全部事項証明書）
- ・改製原戸籍謄本



※戸籍抄本、戸籍の附票の写し、戸籍諸証明（身分証明書、独身証明書等）は広域交付の対象外です。

## 今回のポイント

### 1 どこでも

本籍地が遠くにある方でも最寄りの市区町村役場の窓口で請求できます。

### 2 まとめて

「亡くなった方の出生から死亡まで」のように複数の戸籍が必要な場合に、本籍地が数か所に分かれていたとしても1か所の市区町村の窓口でまとめて請求できます。

相続手続きには欠かせない戸籍の請求がこれからはずいぶんと楽になりますね。

## 死亡届を出しても銀行の預金は凍結しない

人が亡くなると、死亡届を役所に提出します。

でも、この死亡届を出したからといって、銀行の預金口座がすぐに凍結されるわけではありません。

銀行の預金口座を凍結する（口座の入出金等の取引ができないようにロックする）ためには原則、ご家族からの申出が必要です。

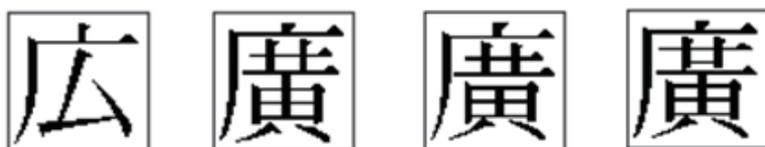
銀行側が、勝手に役所に出した死亡届を調査して、預金口座を凍結するわけではないので、死亡届を出してすぐに葬儀代等が下ろせなくて困る、という事態にはなりません。

しかし、亡くなった人の預金口座が利用可能のままだと後々相続人間で

トラブルになりかねませんので、預金口座を凍結するために、銀行窓口で手続きを行ってくださいね。

### その漢字、読み替えできる？できない？

登記簿上の名前に使われている漢字には、同じ字として読み替えできる漢字とそうでない漢字があります。今回は廣瀬の廣という漢字を使ってご説明します。



まったく形の違うこれらの漢字ですが、登記ではすべて同じ漢字として読み替えることができます。

通常、登記簿に記載されている漢字が、実際の名前の漢字と違う場合には、登記簿の漢字を正しく直さなければいけません。

しかし上記の漢字は、登記上、同じ漢字に読み替えることができるため正しい漢字に直す必要はありません。

これから事務所通信内で、このような漢字を（不定期に）ご紹介して参りますので、気になる方は是非チェックしてみてください。

